

危険物の規制に関する細則及び香川県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第57号

危険物の規制に関する細則及び香川県消防学校規則の一部を改正する規則

(危険物の規制に関する細則の一部改正)

第1条 危険物の規制に関する細則（昭和35年香川県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注を削る。

第2号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第3号様式中「㊟」及び注を削る。

(香川県消防学校規則の一部改正)

第2条 香川県消防学校規則（昭和40年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。